

地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第9次分）」への対応について、区への実質的な影響があるとされた法令について、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

(1) 社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律【緩和】

<施行日：公布の日>

○主 な 内 容： 教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により、首長部局へ移管することを可能とする。

○特別区への影響： 大半の区では、「法改正に伴う移管の見込みがない」、又は「国の動向を注視して必要に応じて対応する」こととしており、今般の法改正に係る特別区全体への影響は限定的である。

(2) 児童福祉法【緩和】 <施行日：令和2年4月1日>

○主 な 内 容： 「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることを可能とする。

○特別区への影響： 現行基準を改正する見込みがないため、影響がない。

2 提案募集方式による特別区提案について（令和元年6月6日提出）

(1) マイナンバーカードの有効期間は20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じることを求める。

(2) 個人番号カード交付事業費補助金交付要綱について、マイナンバーカードの申請者の責によらない再交付（有効期限の到来による更新など）にかかる手数料を無料化するために、補助金の対象とすることを求める。

(3) 住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」の欄を省略することを求める。